

## **[事案 2019-27] 新契約無効請求**

・令和元年9月12日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時、募集資料を受け取っておらず、同一の原因による2回以上・計60日以上入院について入院給付金を受け取るには180日間の経過が必要である旨の説明を受けていないこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

募集代理店から電話で募集を受け、平成25年7月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、約款、パンフレット、保険証券を受領していない。
- (2) 入院給付金について、60日以降は180日間経過しないともらえないとの説明を受けていない。そのような説明を受けていたら申し込まなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集資料は交付済みであり、仮に書類が交付されていなくても契約の効力には問題はない。
- (2) 契約時、60日間入院した後、180日を経過しないと同一または関連性の高い原因により2回以上入院給付金が支払われないのであれば契約しない旨の意思表示はされていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約時、申立人が、募集資料を受け取っていないとは認められず、募集資料に説明が記載されている入院給付金の支払要件について誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。